

報告第一号

令和七年第四回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年十二月八日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文



財 第 311 号
令和 7 年 12 月 2 日

大分県教育委員会
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・令和 7 年度 大分県一般会計補正予算（第 3 号）
- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について

2 議案提出県議会

令和 7 年第 4 回定例会（令和 7 年 12 月 5 日 追加提出）

教委教改第935号
令和7年12月2日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和7年12月2日付け財第311号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）について

資料_（2）報告_①

- 31 -

第10款 第1項 教育総務費

第10款 教育費

2,061,442 千円

2,061,442 千円

第1項 教育総務費

目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		事 業 名	金 額	補 正 予 算 額 財 源 内 訳			説 明		
				区分				特 定 財 源		一般財源			
				国庫支出金	県 債	そ の 他							
2 事務局費	3,560,599	2,061,442	5,622,041				2,061,442	533,360		1,528,082			
				2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,114,128 871,242 76,072	給与費	2,061,442	533,360		1,528,082			
計	15,771,146	2,061,442	17,832,588				2,061,442	533,360		1,528,082			

第125議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行うもの。

2 改正内容

対象者	項目	主な改正内容
一般職員	給料	若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額の引上げ (改定額:平均11,058円、改定率3.06%)
	期末・勤勉手当	年間支給月数の引上げ 4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
	初任給調整手当	医師及び歯科医師に対する支給月額の引上げ(416,600円→417,600円)
	宿日直手当	宿日直手当の支給額の引上げ(4,400円→4,700円)
	通勤手当	駐車場利用者への駐車場使用分の手当を新設(上限5,000円で実費支給)
	特殊勤務手当	国が船員作業手当を新設したことに伴い、新たに手当を新設(職級に応じた金額) 手当額 1,670~3,080円 ※海洋科学高校の船員等も同様に新設
教育職員	給料	・教職調整額の支給されない管理職への加算措置の引上げ
	教職調整額	・教職調整額を4%から10%まで毎年1%ずつ引上げ (R7:4%→R8:5%→R9:6%→R10:7%→R11:8%→R12:9%→R13:10%)
	義務教育等教員特別手当	・校務の種類に応じて支給するための改正 ※学級担任への加算
	特殊勤務手当	・多学年学級担当手当:国の制度改正に準じて廃止 ・夜間定時制勤務手当:夜間中学に勤務する事務職員等を対象に追加 200円/日 ・夜間学級勤務手当:夜間中学に勤務する教育職員に定時制通信教育手当に準じた手当を新設 管理職:給料月額の4%、その他:給料月額の5%
任期付職員	給料	給料月額の引上げ
	期末・勤勉手当	年間支給月数の引上げ 3.65月分→3.70月分(+0.05月分)
任期付研究員	給料	給料月額の引上げ
	期末手当	年間支給月数の引上げ 3.45月分→3.50月分(+0.05月分)
会計年度任用職員	期末・勤勉手当	年間支給月数の引上げ 4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
特別職・県議会議員	期末手当	一般職員や国の改定状況を踏まえて年間支給月数の引上げ 3.45月分→3.50月分(+0.05月分)
非常勤の顧問等 (県顧問弁護士等)	報酬	国の改定に準じ、報酬日額の限度額を引上げ(34,700円→35,700円)

【参考】 改正条例一覧

番号	改正条例	対象者	主な改正内容
1	職員の給与に関する条例	一般職員	給料・初任給調整手当等の引上げ 期末・勤勉手当の支給月数引上げ
2	〃	教職員	教職調整額の支給対象とならない職員への加算 義務教育等教員特別手当の改正
3	〃	一般職員	期末・勤勉手当の支給月数平準化
4	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	教職員	教職調整額の引上げ
5	一般職の任期付職員の採用等に関する条例	任期付職員	給料の引上げ、期末・勤勉手当の支給月数引上げ
6	〃		期末・勤勉手当の支給月数平準化
7	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	任期付研究員	給料の引上げ、期末手当の支給月数引上げ
8	〃		期末手当の支給月数平準化
9	特別職の常勤職員の給与等に関する条例	特別職	期末手当の支給月数引上げ
10	〃		期末手当の支給月数平準化
11	会計年度任用職員の報酬等に関する条例	会計年度任用職員	期末・勤勉手当の支給月数引上げ
12	〃		期末・勤勉手当の支給月数平準化
13	大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例	議員	期末手当の支給月数引上げ
14	〃		期末手当の支給月数平準化
15	附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例	非常勤の顧問等(医師等)	報酬の引上げ
16	職員の特殊勤務手当支給条例	一般職員	船舶に乗船する職員への手当を新設
17	学校職員の特殊勤務手当支給条例	教職員	多学年学級担当手当の廃止
18	〃		夜間中学に勤務する職員を追加 船舶に乗船する職員への手当を新設

3 施行日・適用日

①公布の日から施行

- ・一般職等の給料の引上げ、報酬の引上げ 等(令和7年 4月1日適用)
- ・期末・勤勉手当の支給月数引上げ(令和7年12月1日適用)

②令和8年1月1日施行…管理職(教育職員)加算措置の引上げ、教職調整額の引上げ、義務教育等教員特別手当の改正
多学年学級担当手当の廃止等

③令和8年4月1日施行…期末・勤勉手当の支給月数平準化、特殊勤務手当の創設 等

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要（教育職員部分抜粋）

○職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

項目	改正内容	備考																			
(1) 義務教育等教員特別手当	<ul style="list-style-type: none"> ・給特法等の改正により、義務教育等教員特別手当を校務の種類に係る業務の困難性等を考慮して支給額を定めることとするための改正。（学級担任への加算を想定） ・制度改正に併せ、支給額の上限を実際の上限額に変更。（20,200円→8,600円） <p>※支給額等は人事委員会規則で規定</p> <p>（以下、人事委員会規則による制度改正）</p> <p>①号給に応じ定額支給している義務特手当（従来部分）の引下げ（給料の約1.5%→1.0%）</p> <p>②学級担任には、上記の額に3,000円を加算</p> <p>※条例で定める上限額は、①の上限額5,600円+②の学級担任加算3,000円=8,600円</p>	令和8年1月1日施行																			
(2)給料表改定	<p>給特法等の改正による教職調整額の引上げに伴い、教職調整額の支給対象とならない教育職員（校長、副校長、教頭）に対する加算措置の引上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校種 職種</th> <th colspan="2">高等学校・特別支援学校等</th> <th colspan="2">小・中学校等</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>7,700円</td> <td>11,500円</td> <td>7,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>加算なし</td> <td>3,800円</td> <td>加算なし</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	校種 職種	高等学校・特別支援学校等		小・中学校等		現行	改正後	現行	改正後	副校長・教頭	7,700円	11,500円	7,500円	11,500円	校長	加算なし	3,800円	加算なし	4,000円	令和8年1月1日施行
校種 職種	高等学校・特別支援学校等		小・中学校等																		
	現行	改正後	現行	改正後																	
副校長・教頭	7,700円	11,500円	7,500円	11,500円																	
校長	加算なし	3,800円	加算なし	4,000円																	

○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第4条関係）

項目	改正内容	備考						
(1)教職調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額の4%から10%へ段階的に引上げ（R8.1から毎年1%ずつの引上げ） ・指導改善研修を受けている教員は教職調整額を不支給とする。 	令和8年1月1日施行						
(2)「夜間学級勤務手当」の追加	<p>教職調整額を給料とみなして適用する項目への「夜間学級勤務手当」の追加 (参考)</p> <p>夜間学級勤務手当＝「大分県立学びヶ丘中学校」（令和8年4月1日開校）に勤務する教育職へ支給する新設の特殊勤務手当（支給額は「定時制通信教育手当」の夜間定時制課程に準じる。）※夜間学級勤務手当の支給額等は「学校職員の特殊勤務手当支給条例」で規定。</p> <table border="1" data-bbox="482 634 1718 817"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>管理職手当を受ける教育職員</th> <th>その他の教育職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額の4%</td> <td>給料月額（教職調整額を含む）の5%</td> </tr> </tbody> </table>	支給額		管理職手当を受ける教育職員	その他の教育職員	給料月額の4%	給料月額（教職調整額を含む）の5%	令和8年4月1日施行
支給額								
管理職手当を受ける教育職員	その他の教育職員							
給料月額の4%	給料月額（教職調整額を含む）の5%							

○学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（令和8年1月1日施行分）（第17条関係）

項目	改正内容	備考
(1)多学年学級担当手当 (廃止)	<p>国の制度改正（給特法改正等による義務教育費国庫負担金の見直し）に伴い、手当を廃止するための改正。※現行手当額：290円/1日</p> <p>（学級担任については、新たに義務教育等教員特別手当に加算措置を行う。）</p> <p>※学級担任への義務教育等特別手当の加算措置については、人事委員会規則で定める。</p>	令和8年1月1日施行

(2) 災害時緊急業務手当	国の制度改正に伴い、学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務のうち、「児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務」及び「児童又は生徒に対する緊急の補導業務」に対する支給額の変更するための改正。	令和8年1月1日施行						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,500円／1日</td> <td>8,000円／1日</td> </tr> </tbody> </table>			支給額		現行	改正後	7,500円／1日	8,000円／1日
支給額								
現行	改正後							
7,500円／1日	8,000円／1日							

○学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（令和8年4月1日施行分）（第18条関係）

項目	改 正 内 容	備 考						
(1)夜間学級勤務手当（新設）	夜間中学（大分県立学びヶ丘中学校）に勤務する教育職員について、定時制通信教育手当（職員の給与に関する条例第14条の6に規定）に準じて新たな手当を支給するための改正。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>管理職手当を受ける教育職員</th> <th>その他の教育職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額の4%</td> <td>給料月額（教職調整額を含む）の5%</td> </tr> </tbody> </table>	支給額		管理職手当を受ける教育職員	その他の教育職員	給料月額の4%	給料月額（教職調整額を含む）の5%	令和8年4月1日施行
支給額								
管理職手当を受ける教育職員	その他の教育職員							
給料月額の4%	給料月額（教職調整額を含む）の5%							
(2)夜間定時制勤務手当	手当の対象者に夜間中学に勤務する事務職員等を加える改正。 ※手当の内容：夜間定時制課程の高等学校及び夜間中学に勤務する教育職員以外の職員が正規の時間内において行われる業務に午後5時以降に2時間以上従事したとき 200円／1日	令和8年4月1日施行						

(3)実習船作業手当 (新設)	大分県立海洋科学高校の練習船の航海業務に従事したときに支給する手当の創設。 ※制度、金額は国家公務員に準拠。 <table border="1" data-bbox="489 292 1432 615"><thead><tr><th colspan="2">手当の概要</th></tr><tr><th>区分</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>海事職給料表 5 級又は 6 級</td><td>3, 080 円／1 日</td></tr><tr><td>海事職給料表 4 級</td><td>2, 570 円／1 日</td></tr><tr><td>海事職給料表 3 級、教育職(一)給料表</td><td>2, 120 円／1 日</td></tr><tr><td>海事職給料表 1 級、2 級</td><td>1, 670 円／1 日</td></tr></tbody></table> ※手当の創設に伴い、現行の日額旅費の支給を廃止。	手当の概要		区分	支給額	海事職給料表 5 級又は 6 級	3, 080 円／1 日	海事職給料表 4 級	2, 570 円／1 日	海事職給料表 3 級、教育職(一)給料表	2, 120 円／1 日	海事職給料表 1 級、2 級	1, 670 円／1 日	令和 8 年 4 月 1 日施行
手当の概要														
区分	支給額													
海事職給料表 5 級又は 6 級	3, 080 円／1 日													
海事職給料表 4 級	2, 570 円／1 日													
海事職給料表 3 級、教育職(一)給料表	2, 120 円／1 日													
海事職給料表 1 級、2 級	1, 670 円／1 日													